

大阪市告示第539号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、使用料の徴収及び収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年4月17日

大阪市長 横山英幸

施設名称	受託者	指定をした日	委託をした日
十三駐車場	タイムズグループ (代表者) タイムズ24株式会社 大阪府中央区今橋4丁目1番1号 営業統括本部公共法人 営業本部西日本公共法人 営業部長 秋鹿陽介	令和8年4月1日	令和8年4月1日
新大阪駅南駐車場			
新大阪駅南第2駐車場			
宮原地下駐車場			
大阪駅前地下駐車場			
扇町通地下駐車場			
豊崎地下駐車場			
靱地下駐車場			
法円坂駐車場			
谷町筋地下駐車場			
安土町地下駐車場			
上汐地下駐車場			
西横堀駐車場			
本町地下駐車場			
土佐堀地下駐車場			
長堀通地下駐車場			
東長堀地下駐車場			

塩草地下駐車場			
長居公園地下駐車場	<p>タイムズ24株式会社 大阪府中央区今橋4丁目1番1号 営業統括本部公共法人 営業本部西日本公共法人 営業部長 秋鹿陽介</p>		
桜橋駐車場	<p>T F I 株式会社 東京都品川区西五反田2丁目20番4号 代表取締役社長 林秀行</p>		

(建設局道路河川部調整課)